

議案第 13 号

君津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

君津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 30 年 12 月 3 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の一部改正に伴い、君津市介護認定審査会の委員の任期を条例で定めるため、君津市介護保険条例（平成 12 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市介護保険条例の一部を改正する条例

君津市介護保険条例（平成 12 年君津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第 2 条）」を「（第 2 条・第 2 条の 2）」に、「第 2 条の 2—第 2 条の 4」を「第 2 条の 3—第 2 条の 5」に改める。

第 2 章の 2 中第 2 条の 4 を第 2 条の 5 とし、第 2 条の 3 を第 2 条の 4 とし、第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とする。

第 2 章中第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（介護認定審査会の委員の任期）

第 2 条の 2 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 6 条第 1 項に規定する条例で定める期間は、3 年とする。

第 3 条第 1 項第 1 号中「介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（君津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正）

2 次に掲げる条例の規定中「第 2 条の 2」を「第 2 条の 3」に改める。

(1) 君津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年君津市条例第 1 号）第 2 条第 2 項

(2) 君津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年君津市条例第 2 号）第 14 条第 1 号

君津市介護保険条例新旧対照表

改正案	現 行
目次 第 1 章 省略 第 2 章 介護認定審査会 <u>(第 2 条・第 2 条の 2)</u> 第 2 章の 2 介護保険運営協議会 <u>(第 2 条の 3—第 2 条の 5)</u> 第 3 章～第 6 章 省略 附則 <u>(介護認定審査会の委員の任期)</u> <u>第 2 条の 2 介護保険法施行令(平成 1 0 年政令第 4 1 2 号。以下「令」という。) 第 6 条第 1 項に規定する条例で定める期間は、3 年とする。</u> 第 2 章の 2 介護保険運営協議会 (設置) <u>第 2 条の 3 省略</u> (所掌事務) <u>第 2 条の 4 省略</u> (組織) <u>第 2 条の 5 省略</u> 第 3 章 保険料 (保険料率) 第 3 条 平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) <u>令</u>	目次 第 1 章 省略 第 2 章 介護認定審査会 <u>(第 2 条)</u> 第 2 章の 2 介護保険運営協議会 <u>(第 2 条の 2—第 2 条の 4)</u> 第 3 章～第 6 章 省略 附則 第 2 章の 2 介護保険運営協議会 (設置) <u>第 2 条の 2 省略</u> (所掌事務) <u>第 2 条の 3 省略</u> (組織) <u>第 2 条の 4 省略</u> 第 3 章 保険料 (保険料率) 第 3 条 平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) <u>介護保険法施行令(平成 1 0 年政令第 4 1 2 号。以下「令」と</u>

_____第39条第1項第1号に掲げる者 28,080円

(2)～(14) 省略

2 省略

＊附則第2項関係 君津市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

(運営に関する基準)

第2条 省略

2 地域包括支援センターは、君津市介護保険運営協議会（君津市介護保険条例（平成12年君津市条例第2号）第2条の3に規定する君津市介護保険運営協議会をいう。第3条第2項において同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

＊附則第2項関係 君津市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため君津市介護保険運営協議会（君津市介護保険条例（平成12年君津市条例第2号）第2条の3に規定する君津市介護保険運営協議会をい

いう。）第39条第1項第1号に掲げる者 28,080円

(2)～(14) 省略

2 省略

(運営に関する基準)

第2条 省略

2 地域包括支援センターは、君津市介護保険運営協議会（君津市介護保険条例（平成12年君津市条例第2号）第2条の2に規定する君津市介護保険運営協議会をいう。第3条第2項において同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため君津市介護保険運営協議会（君津市介護保険条例（平成12年君津市条例第2号）第2条の2に規定する君津市介護保険運営協議会をい

う。)の議を経なければならないこと。
(2)～(4) 省略

う。)の議を経なければならないこと。
(2)～(4) 省略